

岩手県告示第525号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 花巻温泉鳥獣保護区における花巻市地内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の地域（花巻市台第2地割57番2、57番7、57番31、57番36の区域）
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。